

本サービスの評価対象としている建築確認申請図書の記載事項

令和 7 年 11 月 10 日時点

項目	評価事項
1. 図面の基本的なこと	
設計者の氏名	各図面に設計者の氏名が記載されていること。
各室の用途・床面積	各室の用途及び床面積が記載されていること。
床面積の算定方法	床面積の算定方法が記載されていること。
2. 敷地に関すること	
敷地境界線	敷地境界線が記載されていること。
敷地内における建築物の位置	敷地内における建築物の位置が寸法により示されていること。
申請に係る建築物と他の建築物の別	確認申請書第三面【12. 建築物の数】【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】欄が1以上である場合には、配置図に申請に係る建築物と他の建築物との区別が記載されていること。
土地の高低及び地盤面	土地の高低及び地盤面の高さが記載されていること。
敷地の接する道路	敷地の接する道路の位置、幅員、種類及び道路中心線が記載されていること。
3. 構造耐力に関すること（法第 20 条・第 37 条関係）	
（1）基礎・地盤に関すること（法第 37 条、令第 38 条第 1 項～第 3 項関係）	
支持地盤	支持地盤の種別及び許容応力度が記載されていること。
基礎の構造	基礎の種類、寸法、構造方法及び材料の種別が記載されていること。
基礎に使用する材料の品質	建築物の基礎に使用するコンクリート及び鉄筋の品質が適合する日本産業規格又は認定番号が記載されていること。
（2）壁に関すること（令第 46 条第 4 項関係）	
壁又は筋かい	壁又は筋かいの位置及び種類が記載されていること。
軸組の構造	軸組の構造方法が記載されていること。
壁量の確保	各階、各方向につき地震力及び風圧力それぞれに対して存在壁量が必要壁量以上確保されていることが示されていること。
壁配置のバランス	各階、各方向につき壁率比が 0.5 以上であること又は壁量充足率が 1 を超えることが示されていること。
（3）柱に関すること（令第 43 条第 1 項、第 47 条第 1 項関係）	
柱の小径	柱の小径及び横架材間の垂直距離が記載されていること。
継手・仕口	継手又は仕口の構造方法が記載されていること。
金物の選定	接合部の金物の種類が記載されていること。
（4）屋根・床に関すること（令第 39 条第 1 項・第 2 項、第 46 条第 3 項関係）	
床組・小屋ばり組	床組及び小屋ばり組への火打材、合板等の設置が記載されていること。
小屋組	小屋組への振れ止めの設置が記載されていること。
屋根ふき材	屋根ふき材の種別、位置、寸法及び構造方法が記載されていること。
（5）耐久性に関すること（令第 49 条関係）	
軸組の下地	外壁のうち鉄網モルタル塗等の軸組が腐りやすい構造である部分の下地が記載されていること。

防腐・防蟻措置	柱、筋かい、土台のうち地面から 1m 以内の部分の防腐措置及び防蟻措置が記載されていること。
4. 防火に関すること（法第 22 条・第 23 条・第 61 条・第 62 条、消防法第 9 条の 2 関係）	
延焼のおそれのある部分	延焼のおそれがある部分が記載されていること。
防火地域内の制限	確認申請書第三面【4. 防火地域】の防火地域の欄にチェックマークが記載されている場合には、壁、柱、2 階の床、梁、屋根及び階段の断面の構造、材料の種別及び寸法並びに防火設備の位置が記載されていること。
準防火地域内の制限	確認申請書第三面【4. 防火地域】の準防火地域の欄にチェックマークが記載されている場合には、屋根及び外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法並びに防火設備の位置が記載されていること。
法第 22 条の区域内の制限	確認申請書第三面【5. その他の区域、地域、地区又は街区】の欄に法第 22 条の区域が記載されている場合には、屋根及び外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法が記載されていること。
住宅用防災機器	住宅用防災機器の位置及び種類が記載されていること。
5. 換気に関すること（法第 28 条第 2 項・第 3 項、第 28 条の 2 第 3 号関係）	
給気及び排気	給気口又は給気機及び排気口又は排気機の位置が記載されていること。
6. 内装の仕上げに関すること（法第 28 条の 2 第 3 号、第 35 条の 2 関係）	
内装の仕上げに使用する建築材料	内装の仕上げに使用する建築材料の種別が記載されていること。
7. 床の防湿に関すること（法第 36 条（令第 22 条）関係）	
最下階の居室の床の高さ・換気孔	基礎が布基礎である場合には、最下階の居室の床の高さ及び床下部分の換気孔が記載されていること。
8. 衛生設備に関すること（法第 31 条、法第 36 条（令第 129 条の 2 の 4）関係）	
排水先	排水ます及び公共下水道の位置又は浄化槽からの放流水の放流先もしくは放流方法が記載されていること。
配管設備	配管設備の種別、配置、構造及び材料の種別が記載されていること。
9. 各部分の寸法に関すること（法第 36 条（令第 21 条・第 23 条～第 26 条）関係）	
天井の高さ	居室の天井の高さが記載されていること。
階段	階段、踊り場、手すり又は階段に代わる傾斜路の構造が記載されていること。